

令和2年第1回睦沢町議会臨時会会議録

令和2年1月20日（月）午前10時30分開会

出席議員（14名）

1番	島 貫 孝	2番	小 川 清 隆
3番	酒 井 康 雄	4番	丸 山 克 雄
5番	久 我 眞 澄	6番	伊 原 邦 雄
7番	久 我 政 史	8番	田 邊 明 佳
9番	田 中 憲 一	10番	中 村 義 徳
11番	中 村 勇	12番	市 原 重 光
13番	麻 生 安 夫	14番	今 関 澄 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	市 原 武	副 町 長	宮 崎 登身雄
総 務 課 長	鈴 木 庄 一	まちづくり課長	鈴 木 政 信
産 業 振 興 課 長	手 塚 和 夫	総務課副課長兼 財政課副課長	秋 葉 秀 俊
総務課主査兼 総務課班長	池 澤 竜 二	教 育 長	今 井 富 雄
教 育 課 長	中 村 年 孝		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 村 幸 夫	書 記	麻 生 健 介
書 記	岡 本 理 奈		

議 事 日 程（第1号）

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長選挙
- 追加日程第 1 議席の指定
- 追加日程第 2 会期決定の件
- 追加日程第 3 会議録署名議員の指名
- 追加日程第 4 副議長選挙
- 追加日程第 5 議席の一部変更
- 追加日程第 6 常任委員会委員の選任
- 追加日程第 7 常任委員会委員長並びに副委員長の選任
- 追加日程第 8 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第 9 議会運営委員会委員長並びに副委員長の選任
- 追加日程第 10 長生郡市広域市町村圏組合議会議員選挙
- 追加日程第 11 一宮聖苑組合議会議員選挙
- 追加日程第 12 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 追加日程第 13 議会だより編集特別委員会委員の選任
- 追加日程第 14 議会だより編集特別委員会委員長並びに副委員長の選任
- 追加日程第 15 議会図書室運営委員会委員の選任
- 追加日程第 16 睦沢町情報公開審査会委員並びに睦沢町個人情報保護審査会委員の推薦について
- 追加日程第 17 長南町ガス事業運営協議会委員の推薦について
- 追加日程第 18 睦沢町国民健康保険運営協議会委員の推薦について
- 追加日程第 19 睦沢町障害者計画推進協議会委員の推薦について
- 追加日程第 20 睦沢町高齢者保健福祉計画推進委員会委員の推薦について
- 追加日程第 21 睦沢町民生委員推薦会委員の推薦について
- 追加日程第 22 睦沢町健康づくり推進協議会委員の推薦について
- 追加日程第 23 かずさ有機センター運営協議会委員の推薦について
- 追加日程第 24 睦沢町ふるさと推進協議会委員の推薦について
- 追加日程第 25 睦沢町環境審議会委員の推薦について
- 追加日程第 26 睦沢町社会福祉協議会評議員の推薦について
- 追加日程第 27 睦沢町シルバー人材センター役員の推薦について

- 追加日程第 28 社会を明るくする運動睦沢町推進委員会委員の推薦について
- 追加日程第 29 有害鳥獣対策協議会委員の推薦について
- 追加日程第 30 議案第 1 号 睦沢町農村広場等設置及び管理に関する条例を廃止する条例の
制定について
- 追加日程第 31 議案第 2 号 財産の無償貸付について
- 追加日程第 32 議案第 3 号 令和元年度睦沢町一般会計補正予算（第 8 号）
- 追加日程第 33 議案第 4 号 睦沢町監査委員の選任について
(町長提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 追加日程第 34 閉会中の継続審査について
- 追加日程第 35 閉会中の継続審査について

◎臨時議長の紹介

○議会事務局長（中村幸夫君） 皆さん、おはようございます。

事務局長の中村と申します。よろしくお願ひいたします。

本日の臨時会でございますけれども、一般選挙後初めての議会でございます。

まず初めに、ただいまご着席いただいております議席でございますけれども、当選回数
少ない順とし、また当選回数と同じ場合は年齢の若い方を少ない番号とさせていただきます
おります。ご了承いただきたいと思ひます。

次に、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の
中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。ここで、年長の中村義徳
議員をご紹介いたします。

中村義徳議員さん、議長席にお願ひいたします。

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（中村義徳君） 皆さん、おはようございます。

ただいま紹介されました中村義徳でございます。

地方自治法第107条の規定により臨時議長の職務を行います。皆様方のご協力のほどよろ
しくお願ひ申し上げます。

ただいまから令和2年第1回睦沢町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時30分）

◎仮議席の指定

○臨時議長（中村義徳君） 議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席といたします。

◎議長の選挙

○臨時議長（中村義徳君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙は、投票、指名推選のいずれの方法によりますか。

(「投票」の声あり)

○臨時議長(中村義徳君) 投票の声がありましたので、それでは、選挙は投票で行います。
まず、議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○臨時議長(中村義徳君) ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番島貫孝議員、2番小川清隆議員、3番酒井康雄議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○臨時議長(中村義徳君) それでは、念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、白票は無効といたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長(中村義徳君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○臨時議長(中村義徳君) 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

なお、公職選挙法第95条の規定により、有効投票数の4分の1以上の最高得票者をもって当選人といたします。

それでは、議席番号1番の方から順番に投票を願います。

(投票)

○臨時議長(中村義徳君) これで投票を終わります。

これから開票を行います。

島貫孝議員、小川清隆議員、酒井康雄議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○臨時議長(中村義徳君) 開票の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票13票、無効投票1票。なお、無効投票は白票です。

有効投票のうち、今関澄男議員7票、市原重光議員6票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、今関澄男議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(中村義徳君) ただいま議長に当選されました今関澄男議員が議長におられます。
会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

今関澄男議員、議長当選のご承諾とご挨拶をお願いいたします。

○議長(今関澄男君) ただいま議長選挙におかれましては、皆様方の格別のご支援を賜り、
僅差ではございましたが、議長の当選の栄をいただきました。厚く御礼申し上げます。

今、町ではそれぞれの施策を展開しておりますが、課題等も山積しております。私は皆様
方のご支援をいただき、一生懸命この議長の重責を頑張る所存でございます。何分のご協
力を切にお願い申し上げまして、議長就任のご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお
願いいたします。

○臨時議長(中村義徳君) それでは、今関澄男議長、どうぞ議長席にお着きを願います。

ご協力いただき、ありがとうございました。

(議長、議長席に着く)

◎町長挨拶

○議長(今関澄男君) それでは、これから議事進行を行って参ります。何分にも不慣れで
ございますので、皆様方には絶大なるご協力のほど、よろしくお願い申し上げたいと思
います。

ここで、町長よりご挨拶がございます。

町長。

○町長(市原 武君) 本日は睦沢町議会の新たなスタートに際し、早速臨時会のお願いを
いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただき、誠
にありがとうございます。

議員各位におかれましては、去る12月22日に執行されました睦沢町議会議員一般選挙に
当たり、町民の皆様の期待を担われて、めでたく当選の栄を得られました。ここに執行部を
代表し、また、町民を代表いたしまして、心よりお祝いを申し上げます。おめでとうござ
います。

今後4年間、議会議員と執行部職員がこれまでも増し、それぞれの立場から議論を尽く

し、町政を支える車両の両輪としてともに歩み、町民との協働のもと、住民福祉の向上と町発展のためにご活躍いただきますことをお願い申し上げます。

また、本議会は議員改選後の初議会として、正副議長の選挙を始め、議会構成を中心に行う中で町側の議案を提案させていただきましたが、事務事業執行を少しでも早く進捗させるため努力をしたいと考えておりますことから、ご理解を賜りたいと存じます。慎重審議の上、原案どおりご承認いただきたくお願いを申し上げます。

最後になりますが、先程議長選出においてご就任されました今関澄男議長には、誠に就任おめでとうございます。大変な重責ではありますけれども、卓越した手腕を十分発揮し、公務の推進にご尽力を賜りたいと存じます。

次に、行政報告をいたします。

初めに、第2期総合戦略について申し上げます。

第1期総合戦略につきましては、平成27年度から令和元年度までの5か年計画で推進をしてきました。また、第2期についても、令和2年度から6年度までの5か年計画ということで、令和2年度中の策定を目指し、作業を進めております。

しかしながら、先般、国から策定が令和2年度になる場合、第2期総合戦略の計画期間を令和3年度から5か年とする旨の通達がありました。これを受け、本町の総合戦略につきましては、第1期計画が1年延伸され、第2期総合戦略は令和3年度から7年度までの5か年計画となります。

このことから、令和2年度は次年度からの戦略がスムーズに移行出来るよう、10月末までには第2期総合戦略を策定し、令和3年度当初予算の編成も含め、新しい戦略に向かったの準備を怠りなく行って参りますので、ご理解をお願いいたします。

次に、国土強靱化地方計画についてでございますが、昨年の12月議会で、本計画については関係する自治体で合同策定したい旨申し上げましたが、その後、各市町村との協議をした結果、一宮川水系4町1村、睦沢町、一宮町、長南町、長柄町、長生村で合同策定することが合意をされました。策定に当たっての費用は関係町村で均等に負担し、本町が業務執行に係る事務を行うことになりました。各町村からの負担金を財源に、本町で歳出予算を一括計上し、業務を執行したいと考えております。

なお、国では、道路事業を始め、各省庁の補助金は本地域計画に明記された事業であることを令和3年度以降の補助金の交付要件としたことから、令和3年度予算要望時期、令和2年8月までに本計画を策定する必要があり、本予算につきましては、本臨時議会補正予算に

計上をしております。議決をいただければすぐにでも執行し、8月までに策定をして参りますので、ご理解をお願いいたします。

なお、国土強靱化計画とは、大規模自然災害に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を、まちづくり政策など含めた取り組みとして計画し、強靱な国づくり、地域づくりを推進するもので、地域防災計画のように、災害のリスクごとの対処、対応をまとめるものではなく、あらゆるリスクを見据えつつ、最悪な事態に陥ることが避けられるような、強靱な行政機能や地域社会を事前に作り上げていこうとするものでございます。つまり、大規模災害等を想定しながら、起きてはならない最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチでございます。

昨年12月末には、千葉県が一宮川など県内8河川浸水区域を更新し、公表されました。本町も大きな範囲内で洪水浸水区域に含まれたことから、河川の整備や新たな調整池などの整備が必須と考えておりますので、本計画に盛り込みながら、国、県に強く要望していきたいと思っております。

次に、睦沢町学校施設整備基本構想については、やはり12月議会にも行政報告をさせていただきましたが、議会も新たな体制となりましたので、再度ご報告を申し上げます。

本件につきましては、令和元年10月8日付で議会としてのご意見が議長から報告され、この報告内容を参考に、基本構想の策定について進められたいということから、内部委員による基本構想策定委員会を開催し、運用上の観点やコスト面での観点から、改築に当たっては施設一体型での整備とすることが委員会内で合意をされました。

なお、こども園につきましては、園舎が比較的新しいため、当面の間は既存の園舎の使用を続けることを前提とし、将来的な施設の統合を視野に入れ計画することといたしましたので、本日改めてご報告を申し上げます。なお、検討した内容につきましては、議会全員協議会の機会をいただき、ご説明をさせていただきます。

最後になりますが、スマートウェルネスタウン地域優良賃貸住宅についてご報告申し上げます。

住宅については、一次募集、また追加募集で戸建て2階25世帯、高齢者住宅3世帯の入居が決定いたしました。入居については、本年度中の入居となります。また、テラスハウスは申し込みがなかったため随時申し込みといたしましたが、募集に当たっては本事業の制度要綱の規定のとおり、障害者世帯についても募集枠に入れるよう国から指導があったことから、随時募集につきましては子育て世帯、新婚世帯と合わせ、障害者世帯も申し込みを受けるよ

うにいたしました。なお、本住宅の設置管理条例第8条入居者の資格では、子育て世帯、新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯のいずれかに該当するものとなっていることを申し添えます。

以上、大変長くご報告をさせていただきますと恐縮に存じます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（今関澄男君） ご苦勞さまでした。

ここで、追加議事日程を配付いたします。

（追加議事日程配付）

◎諸般の報告

○議長（今関澄男君） 日程に入る前に報告いたします。

出席要求及びその回答は、議事の都合等から、後刻文書でこれを報告いたします。また、議案につきましても、後刻送付がございますのでご了承ください。

なお、議案等の説明のためあらかじめ出席されている方は、市原町長、宮崎副町長、今井教育長、鈴木総務課長、鈴木まちづくり課長、手塚産業振興課長、中村教育課長、秋葉総務課副課長、池澤総務班長、以上9名であります。ご承知お願いいたします。

◎議席の指定

○議長（今関澄男君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第3条の規定により、議長が定めることとされています。

ここでお諮り申し上げます。ただいま仮議席を議席として指定し、副議長が選出されましたら、副議長を13番、議長を14番として議席の変更を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの仮議席を議席として指定いたします。

◎会期決定の件

○議長（今関澄男君） 追加日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今関澄男君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長(今関澄男君) 追加日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、議長から指名いたします。1番島貫孝議員、2番小川清隆議員、2名を指名いたします。

◎副議長の選挙

○議長(今関澄男君) 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙は、投票、指名推選のいずれの方法によりますか。

(「投票」の声あり)

○議長(今関澄男君) それでは、選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(今関澄男君) ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番丸山克雄議員、5番久我真澄議員、6番伊原邦雄議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(今関澄男君) 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、白票は無効といたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(今関澄男君) ありませんね。配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長（今関澄男君） 投票箱は異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

なお、公職選挙法第95条の規定により、有効投票総数の4分の1以上の最高得票者をもって当選人といたします。

それでは、議席番号1番の方から順番に投票をお願いいたします。

（投票）

○議長（今関澄男君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

丸山克雄議員、久我眞澄議員、伊原邦雄議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（今関澄男君） それでは、開票の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、伊原邦雄議員7票、麻生安夫議員7票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、同数でございますので、くじで当選人を決定いたします。6番伊原議員、10番麻生議員の2人でございますので、くじで当選人を決定いたします。

くじは5本のくじで行います。1番から5番までのくじがございまして、少ない番号を当選人といたします。くじは2回行い、初めに、くじを引く順番を決めるくじを議席番号順に行い、次に、当選人を決めるくじを行います。

初めに、くじを引く順番を決めるくじを行います。少ない番号を引いたほうから、当選人を決めるくじを引いてもらいます。立会人の3名も前へお願いいたします。

それでは、議席番号順にくじを引いてください。

当該者が立会人になっておりますので、久我政史議員、立会人をお願いいたします。

（くじ）

○議長（今関澄男君） まず、くじを引く順番の関係でございまして、伊原議員は4番、麻生議員、5番でございます。

それでは、当選人を決めるくじを行います。

少ない番号を引いた伊原議員からくじを引いてください。

(くじ)

○議長（今関澄男君） それでは、報告いたします。

伊原議員は2番、麻生議員、1番。

したがって、麻生議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（今関澄男君） ただいま副議長に当選されました麻生議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

麻生議員、副議長当選のご承諾とご挨拶をお願いいたします。

○副議長（麻生安夫君） それでは、一言ご挨拶させていただきます。

皆様のご支持によりまして、最終的にくじ引きでありましたけれども、副議長に当選させていただきました。議長を補佐して一生懸命議会を改革したいと思っておりますので、ひとつよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

◎議席の一部変更

○議長（今関澄男君） 追加日程第5、議席の一部変更を行います。

議席の指定の際申し上げましたが、議長と副議長が決定いたしましたので、議席の一部変更を行います。

議席番号、氏名について事務局長から発表させます。

事務局長。

○議会事務局長（中村幸夫君） それでは、議席の変更についてご説明をさせていただきます。

1番の島貫 孝議員から、9番の田中憲一議員までは変更はございません。10番に中村義徳議員、11番に中村 勇議員、12番に市原重光議員、13番に麻生安夫議員、14番に今関澄男議長、以上のとおり議席の変更となりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（今関澄男君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

開会につきましては、ブザーでお知らせいたします。

休憩中に席のご移動をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

(午前11時13分)

○議長（今関澄男君） それでは、全員おられますので、休憩前に引き続き会議を開きます。
(午前 11 時 15 分)

◎常任委員会委員の選任

○議長（今関澄男君） 追加日程第 6、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任は、委員会条例第 6 条で議長が会議に諮って指名することとされています。

選任する各常任委員会委員の定数は、総務経済常任委員会が 7 人、厚生文教常任委員会 7 人です。

お諮りいたします。ここで休憩し、休憩中に議員全員で協議を行い、その結果をもって議長から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩中に議員全体会議を開催いたしますので、議員は 302、303 会議室にお集まりください。

(午前 11 時 16 分)

(休憩中議員全体会議開催)

○議長（今関澄男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 44 分)

○議長（今関澄男君） 各常任委員会委員を指名いたします。

まず最初に、総務経済常任委員会委員、1 番島貫 孝議員、2 番小川清隆議員、5 番久我眞澄議員、8 番田邊明佳議員、9 番田中憲一議員、10 番中村義徳議員、14 番今関でございます。以上 7 人を指名いたします。

次に、厚生文教常任委員会委員に、3 番酒井康雄議員、4 番丸山克雄議員、6 番伊原邦雄議員、7 番久我政史議員、11 番中村 勇議員、12 番市原重光議員、13 番麻生安夫議員、以上 7 人を指名いたします。

各常任委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、以上のとお

り指名したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今関澄男君) 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員はただいまの指名のとおり選任することに決定いたしました。

◎常任委員会委員長並びに副委員長の選任

○議長(今関澄男君) 追加日程第7、常任委員会委員長並びに副委員長の選任を行います。

常任委員会委員長並びに副委員長の選任は、委員会条例第7条第2項の規定により、各委員会において互選することとなります。

この後、暫時休憩し、休憩中に各常任委員会で委員長並びに副委員長の互選をお願いいたします。

また、互選の職務は委員会条例第8条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっておりますので、申し添えます。なお、年長の委員は互選の結果を報告願います。

協議場所は、各常任委員会室でお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

では、またブザーでご連絡申し上げます。よろしくお願いいたします。

(午前11時47分)

(休憩中各常任委員会開催)

○議長(今関澄男君) そろいましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時06分)

○議長(今関澄男君) 各常任委員会から互選の結果を報告願います。

まず最初に、総務経済常任委員会から報告をお願いします。

中村議員。

○10番(中村義徳君) それでは、総務経済常任委員会のほうから報告いたします。

委員長に田邊明佳議員、副委員長に久我真澄議員です。

以上です。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

次に、厚生文教常任委員会から報告願います。

久我議員。

○7番（久我政史君） それでは、厚生文教のほうから。

委員長に市原重光議員、副委員長に久我政史。

以上です。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

ただいま各常任委員会から報告がございました。

互選の結果、総務常任委員会委員長に田邊明佳委員、総務経済常任委員会副委員長に久我真澄委員、厚生文教常任委員長に市原重光委員、副委員長に久我政史委員、以上でございます。以上、決定をいたしました。

ここで休憩に入ります。

それでは、午後1時まで休憩といたします。ご苦労さまです。

（午後 零時08分）

○議長（今関澄男君） 全員おそろいでございますので、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（今関澄男君） 追加日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員は、委員会条例第4条の2で委員定数を6人に、また議会運営委員会規程第3条でその委員を各常任委員会から3人ずつ選出し、議長が会議に諮って指名することとされております。

お諮りいたします。ここで休憩し、休憩中に各常任委員会で委員の選出について協議を願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

それでは、各常任委員会で協議し、選出をお願いいたします。

なお、各常任委員会ごとの協議場所は先程と同様とします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。よろしくお願いいたします。

(午後 1時00分)

(休憩中各常任委員会開催)

○議長（今関澄男君） おそろいになりましたので、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

(午後 1時10分)

○議長（今関澄男君） 各常任委員長から、協議の結果について報告をお願いいたします。

最初に、総務経済常任委員長から報告願います。

田邊明佳議員。

○総務経済常任委員長（田邊明佳君） 総務経済常任委員会では、田邊明佳議員、久我真澄議員、中村義徳議員に決定いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

次に、厚生文教常任委員長から報告願います。

市原議員。

○厚生文教常任委員長（市原重光君） 厚生文教から、7番久我政史議員、12番市原重光、13番麻生安夫議員、以上であります。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、ただいまの各常任委員長からの報告のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、5番久我真澄議員、8番田邊明佳議員、10番中村義徳議員、7番久我政史議員、12番市原重光議員、13番麻生安夫議員、6人を選任することに決定いたしました。

◎議会運営委員会委員長並びに副委員長の選任

○議長（今関澄男君） 追加日程第9、議会運営委員会委員長並びに副委員長の選任を行います。

委員長並びに副委員長の選任は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選することになります。

この後、暫時休憩し、休憩中に議会運営委員会で委員長並びに副委員長の互選をお願いいたします。

また、互選の職務は委員会条例第8条により、年長の委員が行うことになっておりますので、申し添えます。なお、年長の委員は互選の結果を報告願います。

委員会の開催場所は、正副議長室を使用してください。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(午後 1時13分)

(休憩中議会運営委員会開催)

○議長（今関澄男君） 全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を行います。

(午後 1時18分)

○議長（今関澄男君） それでは、互選の結果を報告願います。

議会運営委員長、年長委員の報告というような形で、中村委員さん、お願いします。

○10番（中村義徳君） それでは、議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任を行いましたので、ご報告申し上げます。

委員長に8番田邊明佳議員、副委員長に12番市原重光議員に決定をいたしました。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

ただいま議会運営委員会から報告がございました。

互選の結果、議会運営委員長に8番田邊委員、副委員長に市原重光委員と決定をいたしました。

◎長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（今関澄男君） 追加日程第10、長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

長生郡市広域市町村圏組合同規約第5条の規定により、陸沢町選出の議員数は2人です。そのうち1人は議長の職にある者と規定されており、他の1人を議員の中から選挙で選出することになります。

なお、任期は議員の任期であります。

お諮りいたします。選挙は、投票、指名推選のいずれの方法によりますか。

(「投票」の声あり)

○議長(今関澄男君) それでは、選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(今関澄男君) ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条の規定により、立会人に8番田邊明佳議員、9番田中憲一議員、10番中村義徳議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(今関澄男君) 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、白票は無効といたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(今関澄男君) 配付漏れがないと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(今関澄男君) 投票箱、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

なお、公職選挙法第95条の規定により、有効投票総数の4分の1以上の最高得票者をもって当選人といたします。

それでは、議席番号1番の方から順番に投票をお願いいたします。

(投票)

○議長(今関澄男君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(今関澄男君) 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

田邊明佳議員、田中憲一議員、中村義徳議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長（今関澄男君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、中村 勇議員 8票、中村義徳議員 6票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、中村 勇議員が長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（今関澄男君） ただいま長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました中村
勇議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

中村 勇議員、長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選のご承諾とご挨拶をお願いいた
します。

中村議員。

○11番（中村 勇君） ただいまは投票によりまして多数の方々にご賛同賜りまして、誠に
ありがとうございました。

ただいまは身の引き締まる思いでございます。皆様方のご意見等々をお聞きしながら、広
域市町村圏組合事務事業の発展のために鋭意努力して参りますので、ご協力を賜りますよう
をお願いを申し上げます。ありがとうございました。

◎一宮聖苑組合議会議員の選挙

○議長（今関澄男君） 追加日程第11、一宮聖苑組合議会議員の選挙を行います。

一宮聖苑組合同規約第5条の規定により、1人を議員の中から選挙で選出することになって
おります。

なお、任期は、議員の任期であります。

お諮りいたします。選挙は、投票、指名推選のいずれの方法によりますか。

(「投票」の声あり)

○議長（今関澄男君） それでは、選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（今関澄男君） ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条の規定により、立会人に11番中村 勇議員、12番市原重光議員、13番麻生安夫議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（今関澄男君） 念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

なお、白票は無効といたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（今関澄男君） 投票箱は異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

なお、公職選挙法第95条の規定により、有効投票総数の4分の1以上の最高得票者をもって当選人といたします。

それでは、議席番号1番の方から順番に投票をお願いいたします。

（投票）

○議長（今関澄男君） 投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

中村 勇議員、市原重光議員、麻生安夫議員、開票の立ち会いをお願いいたします。それでは、お願いいたします。

（開票）

○議長（今関澄男君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、久我眞澄議員7票、酒井康雄議員7票、以上のとおりです。

したがいまして、同数でございますので、くじ引きという形になります。3番酒井議員、5番久我眞澄議員の2人でございますので、公職選挙法に準じ、くじで当選人を決定いたします。

くじは5本のくじで行います。1番から5番までのくじがありますので、少ない番号が当選人といたします。くじは2回行い、初めに、くじを引く順番を決めるくじを議席番号順に行い、次に、当選人を決めるくじを行います。

初めに、くじを引く順番を決めるくじを行います。少ない番号を引いた方から、当選人を決めるくじを引いてもらいます。立会人の3名もよろしく前のほうにお願いいたします。

それでは、議席番号順にくじを引いてください。お願いいたします。

(くじ)

○議長(今関澄男君) 3番酒井議員は5番のくじを引かれました。久我眞澄議員は3番のくじでございます。

少ない番号を引いた久我議員からくじを引いてください。

(くじ)

○議長(今関澄男君) 結果を報告いたします。

久我議員は2番のくじであります。酒井議員は1番でございます。

したがって、酒井議員が一宮聖苑組合議会議員に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(今関澄男君) ただいま一宮聖苑組合議会議員に当選されました酒井議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

酒井議員、一宮聖苑組合議会議員に当選のご承諾とご挨拶をお願いいたします。

酒井議員。

○3番(酒井康雄君) ただいまご推薦いただきました酒井でございます。皆さんの意向を十分発揮出来るよう、誠心誠意頑張りたいと思います。よろしく申し上げます。

◎千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(今関澄男君) 追加日程第12、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

千葉県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、1人を議員の中から選挙で選出

することになります。

なお、任期は議員の任期であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に、12番市原重光議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました12番市原重光議員を、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました12番市原重光議員が、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることが決定いたしました。

ただいま千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました市原重光議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

市原重光議員、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員当選のご承諾とご挨拶をお願いいたします。

市原議員。

○12番（市原重光君） 一言ご挨拶を申し上げます。

後期高齢者医療広域連合、膨大な予算でもありますし、私も初めての指名をいただいた中で、特に睦沢町のあり方をよく頭の中に入れて、広域連合のほうに出て務めて参りたいというふうに思います。

何分にも、皆さん方のご協力を賜りまして務めていきますので、よろしく願い申し上げます。

ます。ありがとうございました。

◎議会だより編集特別委員会委員の選任

○議長（今関澄男君） 追加日程第13、議会だより編集特別委員会委員の選任を行います。

この委員は、睦沢町議会だより編集特別委員会規程第3条の定めにより、各常任委員会で互選し、合計5人を選出することになります。

お諮りいたします。ここで休憩し、休憩中に各常任委員会で互選願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

それでは、各常任委員会で協議し、選出を願います。

なお、協議場所につきましては、先程と同様といたします。

ここで暫時休憩といたします。

（午後 1時46分）

（休憩中各常任委員会開催）

○議長（今関澄男君） おそろいでございますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時52分）

○議長（今関澄男君） 各常任委員長から、協議の結果について報告を願います。

最初に、総務経済常任委員長から報告をお願いします。

田邊議員。

○総務経済常任委員長（田邊明佳君） それでは、総務経済常任委員会から報告させていただきます。

2番小川清隆委員、5番久我眞澄委員に決定いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

次に、厚生文教常任委員長から報告願います。

市原議員。

○12番（市原重光君） 厚生文教委員のほうから発表いたします。

3番酒井康雄議員、4番丸山克雄議員、6番伊原邦雄議員、以上であります。

○議長（今関澄男君） ご苦勞さまでした。

議会だより編集特別委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、ただいま各常任委員長から報告のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

したがって、議会だより編集特別委員会委員には、2番小川清隆議員、5番久我眞澄議員、3番酒井康雄議員、4番丸山克雄議員、6番伊原邦雄議員、以上5人を選任することに決定いたしました。

◎議会だより編集特別委員会委員長並びに副委員長の選任

○議長（今関澄男君） 追加日程第14、議会だより編集特別委員会委員長並びに副委員長の選任を行います。

委員長並びに副委員長の選任は、議会だより編集特別委員会規程第5条第2項の規定により、委員会において互選することになります。

この後、暫時休憩し、休憩中に議会だより編集特別委員会で委員長並びに副委員長の互選をお願いいたします。

また、互選の職務は、委員会条例第8条の規定により、年長の委員が行うことになっておりますので、申し添えます。なお、年長の委員は互選の結果を報告願います。

委員会の開催場所は、総務経済常任委員会室を使用してください。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

（午後 1時55分）

（休憩中議会だより編集特別委員会開催）

○議長（今関澄男君） おそろいでございますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時00分）

○議長（今関澄男君） それでは、互選の結果を報告願います。

特別委員会年長、伊原議員。

○6番（伊原邦雄君） それでは、議会だより編集特別委員会委員長及び副委員長を選任いたしましたので、報告いたします。

委員長、久我眞澄議員、副委員長、丸山克雄議員であります。

以上です。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

ただいま議会だより編集特別委員会から報告がありました。

互選の結果、議会だより編集特別委員会委員長に5番久我眞澄委員、同じく副委員長に4番丸山克雄委員と決定をいたしました。

◎議会図書室運営委員会委員の選任

○議長（今関澄男君） 追加日程第15、議会図書室運営委員会委員の選任を行います。

この委員につきましては、議会図書室管理規程第3条第3項の規定により、議長が選任することとなります。

お諮りいたします。慣例により各常任委員長を選任したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

それでは、議会図書室運営委員に、総務常任委員長の田邊明佳議員、厚生文教常任委員長の市原重光議員、お二人を選任することに決定いたしました。

この後、休憩をとり、追加日程第16から追加日程第29までの各種協議会等の委員の推薦方法など、また今後の議会運営等について、休憩中に議会運営委員会において協議をお願いいたします。

議会運営委員会は、正副議長室を使用してください。

ここで暫時休憩といたします。

（午後 2時03分）

（休憩中議会運営委員会開催）

○議長（今関澄男君） それでは、おそろいでございますので、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

○議長（今関澄男君） 休憩中に議会運営委員会が開催されています。議会運営委員長から、先程の協議の結果について報告願います。委員長、よろしくお願いします。

田邊委員長。

○議会運営委員長（田邊明佳君） それでは、議会運営委員会からご報告いたします。

先程の休憩時間に、正副議長室におきまして議長出席のもとに、議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、この後の議事運営についての協議であります。

この後に予定されております各種委員会等の委員の推薦方法についてであります。委員の推薦方法につきましては、議員全体会議で協議を行い、その結果を踏まえて議長から指名し推薦をすることに決定いたしました。また、慣例により常任委員長等の職にある者をもって充てる委員につきましては、議長からの指名によるものといたしました。

次に、閉会中の継続審査の申し出についてであります。議会運営委員会と議会だより編集特別委員会からそれぞれ申し出がありました。これらの申し出につきましては、追加日程として本日の日程の最後に追加することに決定いたしました。

以上が議会運営委員会での決定事項であります。よろしくお願いいたします。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

◎各種協議会等の委員の推薦について

○議長（今関澄男君） ここでお諮りいたします。追加日程第16から追加日程第29までの各種協議会等の委員の推薦方法については、議会運営委員長の報告のとおり、議員全体会議において協議した結果を踏まえて議長から指名する方法で選出することに決定したいと思っております。

また、委員長等の職にある者をもって充てる委員については、議長から指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第16から追加日程第29までの各種協議会等の委員の推薦方法等については、議員全体会議において協議し、その結果を踏まえて議長から指名する方法で選出することに決定いたしました。

また、委員長等の職にある者をもって充てる委員についても、議長から指名する方法で選出することに決定いたしました。

◎日程の追加について

○議長（今関澄男君） 続いて、お諮りいたします。ただいま議会運営委員長より報告のありました2件の閉会中の継続調査の申し出の件につきましては、委員長報告のとおり、追加日程として本日の日程の最後に加えることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

したがって、2件の閉会中の継続調査の申し出の件につきましては、追加日程として本日の日程の最後に追加することに決定いたしました。

ここで、追加議事日程等を配付いたします。

（追加議事日程等配付）

○議長（今関澄男君） 追加議事日程等を配付いたしました。

それでは、この後休憩し、休憩中に議員全体会議を開催いたします。

議員は302、303会議室へお集まりください。

ここで暫時休憩いたします。よろしく申し上げます。

（午後 2時18分）

（休憩中議員全体会議開催）

○議長（今関澄男君） 皆さんおそろいでございます。非常に長い時間かかって大変恐縮でございます。休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時24分）

◎睦沢町情報公開審査会委員並びに睦沢町個人情報保護審査会委員の
推薦について

○議長（今関澄男君） 先程、議員全体会議での協議結果などを踏まえまして、各種協議会等の委員の推薦を行います。

追加日程第16、睦沢町情報公開審査会委員並びに睦沢町個人情報保護審査会委員の推薦を行います。

この委員は、関連性があるため同一人の推薦をお願いしたい旨、町長より依頼がされています。この委員は睦沢町情報公開条例第19条及び睦沢町個人情報保護条例第26条に定める委員で、議会から1人を推薦するものです。

お諮りいたします。この委員でございますが、総務経済常任委員長でございます田邊明佳議員を推薦したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今関澄男君) 異議なしと認めます。

したがって、睦沢町情報公開審査会委員並びに睦沢町個人情報保護審査会委員に田邊明佳議員を推薦することに決定いたしました。

◎長南町ガス事業運営協議会委員の推薦について

○議長(今関澄男君) 追加日程第17、長南町ガス事業運営協議会委員の推薦を行います。

この委員は、長南町ガス事業運営協議会設置条例第3条に定める委員で、本町議会から5人を推薦するものです。

お諮りいたします。この委員に総務経済常任委員長、同じく副委員長、厚生文教常任委員長、副議長及び議長の5人を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今関澄男君) 異議なしと認めます。

したがって、長南町ガス事業運営協議会委員に、田邊明佳議員、久我真澄議員、市原重光議員並びに麻生安夫副議長と私、今関の5人を推薦することに決定いたしました。

◎睦沢町国民健康保険運営協議会委員の推薦について

○議長(今関澄男君) 続きまして、追加日程第18、睦沢町国民健康保険運営協議会委員の推薦を行います。

この委員は、睦沢町国民健康保険条例第2条に定める委員で、議会から1人を推薦するものです。

お諮りいたします。この委員に丸山克雄議員を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今関澄男君) 異議なしと認めます。

したがって、睦沢町国民健康保険運営協議会委員に丸山克雄議員を推薦することに決定いたしました。

◎睦沢町障害者計画推進協議会委員の推薦について

○議長(今関澄男君) 追加日程第19、睦沢町障害者計画推進協議会委員の推薦を行います。

この委員は、睦沢町障害者計画推進協議会設置要綱第2条に定める委員で、議会から1人を推薦するものです。

お諮りいたします。この委員に小川清隆議員を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今関澄男君) 異議なしと認めます。

したがって、小川清隆議員を推薦することに決定いたしました。

◎睦沢町高齢者保健福祉計画推進委員会委員の推薦について

○議長(今関澄男君) 続きまして、追加日程第20、睦沢町高齢者保健福祉計画推進委員会委員の推薦を行います。

この委員は、睦沢町高齢者保健福祉計画推進委員会設置要綱第3条に定める委員で、議会から1人を推薦するものです。

お諮りいたします。この委員に久我政史議員を推薦したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今関澄男君) 異議なしと認めます。

したがって、睦沢町高齢者保健福祉計画推進委員会委員に久我政史議員を推薦することに決定いたしました。

◎睦沢町民生委員推薦会委員の推薦について

○議長(今関澄男君) 追加日程第21、睦沢町民生委員推薦会委員の推薦を行います。

この委員は、睦沢町民生委員推薦会に関する規程第1条に定める委員で、議会から1人を

推薦するものです。

お諮りいたします。この委員に久我政史議員を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今関澄男君) 異議なしと認めます。

したがって、睦沢町民生委員推薦会委員に久我政史議員を推薦することに決定いたしました。

◎睦沢町健康づくり推進協議会委員の推薦について

○議長(今関澄男君) 追加日程第22、睦沢町健康づくり推進協議会委員の推薦を行います。

この委員は、睦沢町健康づくり推進協議会設置要綱第3条に定める委員で、議会から1人を推薦するものです。

お諮りいたします。この委員に島貫 孝議員を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今関澄男君) 異議なしと認めます。

したがって、睦沢町健康づくり推進協議会委員に島貫 孝議員を推薦することに決定いたしました。

◎かずさ有機センター運営協議会委員の推薦について

○議長(今関澄男君) 追加日程第23、かずさ有機センター運営協議会委員の推薦を行います。

この委員は、かずさ有機センター運営協議会規則第3条に定める委員で、議会から2人を推薦するものです。

お諮りいたします。この委員に議長と久我真澄議員を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今関澄男君) 異議なしと認めます。

したがって、かずさ有機センター運営協議会委員に議長と久我真澄議員、両名を推薦することに決定いたしました。

◎睦沢町ふるさと推進協議会委員の推薦について

○議長（今関澄男君） 追加日程第24、睦沢町ふるさと推進協議会委員の推薦を行います。

この委員は、睦沢町ふるさと推進協議会設置規約第5条に定める委員で、議会から1人を推薦するものです。

お諮りいたします。この委員に田中憲一議員を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

したがって、睦沢町ふるさと推進協議会委員に田中憲一議員を推薦することに決定いたしました。

◎睦沢町環境審議会委員の推薦について

○議長（今関澄男君） 追加日程第25、睦沢町環境審議会委員の推薦を行います。

この委員は、睦沢町環境条例第37条に定める委員で、議会から2人を推薦するものです。

お諮りいたします。この委員に中村義徳議員と中村 勇議員の両名を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

したがって、睦沢町環境審議会委員に中村義徳議員と中村 勇議員の両名を推薦することに決定いたしました。

◎睦沢町社会福祉協議会評議員の推薦について

○議長（今関澄男君） 追加日程第26、睦沢町社会福祉協議会評議員の推薦を行います。

この委員は、社会福祉法人睦沢町社会福祉協議会定款第14条及び同評議員選任規程第4条に定める評議員で、議会から1名を推薦するものです。

この委員に酒井康雄議員を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

したがって、睦沢町社会福祉協議会評議員に酒井康雄議員を推薦することに決定いたしました。

◎睦沢町シルバー人材センター役員の推薦について

○議長（今関澄男君） 追加日程第27、睦沢町シルバー人材センター役員の推薦を行います。

この役員は、睦沢町シルバー人材センター事業実施要綱第16条に定める役員で、議会から1人を推薦するものです。

お諮りいたします。この役員に久我眞澄議員を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

したがって、睦沢町シルバー人材センター役員に久我眞澄議員を推薦することに決定いたしました。

◎社会を明るくする運動睦沢町推進委員会委員の推薦について

○議長（今関澄男君） 追加日程第28、社会を明るくする運動睦沢町推進委員会委員の推薦を行います。

この委員は、社会を明るくする運動睦沢町推進委員会設置要綱第2条に定める委員で、議会から2人を推薦するものです。

お諮りいたします。この委員に議長と市原重光議員を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

したがって、社会を明るくする運動睦沢町推進委員に議長と市原重光議員を推薦することに決定いたしました。

◎有害鳥獣対策協議会委員の推薦について

○議長（今関澄男君） 追加日程第29、睦沢町有害鳥獣対策協議会委員の推薦を行います。

この委員は、睦沢町有害鳥獣対策協議会規約第4条に定める委員で、議会から1人を推薦するものです。

お諮りいたします。この委員に伊原邦雄議員を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今関澄男君) 異議なしと認めます。

したがって、睦沢町有害鳥獣対策協議会委員に伊原邦雄議員を推薦することに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(今関澄男君) ここで、議案等を配付いたします。

(議案等配付)

○議長(今関澄男君) 配付終わったと思います。

大変遅くなりましたが、ここで諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定により、議長からの出席要求に対し、別紙のとおり出席者の報告がございました。お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、お手元に配付のとおり、町長からの議案の送付がございます。これを受理いたしましたので報告します。

以上で報告を終わります。

◎議案第1号、議案第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(今関澄男君) 追加日程第30、議案第1号 睦沢町農村広場等設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について及び追加日程第31、議案第2号 財産の無償貸付についてを一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。お願いします。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(今関澄男君) ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(市原 武君) 議案第1号 睦沢町農村広場等設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について並びに議案第2号 財産の無償貸付について、提案理由を申し上げます。

本条例に規定されている女ヶ堰農村公園は、開設以来14年にわたり地元上之郷区管理のもと地域住民の憩いの場として活用されてきましたが、経年劣化による施設老朽化が進んでお

り、管理する上之郷区より管理業務等の見直しに関する要望書の提出がございました。

そこで、敷地の大部分を共有地として保有する上之郷区と跡地の利用について協議をした結果、民間事業者によるキャンプ場誘致で進めることとなりました。また、昨年9月には道の駅むつざわつどの郷がオープンをし、その施設には、誰もが利用出来る防災広場やコミュニティー施設、24時間利用出来るトイレ等を兼ね備えており、本条例の趣旨である農村生活者のコミュニティー活動の場所として捉えることが出来、女ヶ堰農村公園以上の有効利用が期待されます。このようなことから、本条例を廃止する条例を制定するものです。

次に、議案第2号 財産の無償貸付については、女ヶ堰農村公園の廃止に伴い、女ヶ堰農村公園内に存在する建物、公衆便所、建物以外の附属物、構築物並びに工作物を有効活用し、地域の活性化を前提とした事業を展開する事業者として、キャンプ場開設を計画する株式会社U J a c kに無償貸し付けすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

まず最初に、議案第1号 睦沢町農村広場等設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、質疑のある方はどうぞ。

田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） キャンプ場を誘致するというお話でしたけれども、人が来るのはいいことかなとも思うんですけれども、反面、人が来ることによって近隣のリバーサイドなり、そういった方たちはどう思われるのかなと、そういった説明は十分されたのかどうかということと、今ある農村公園ですか、確かに余り人ももう来ないんですけれども、私は割と散歩で使っているんですけれども、気軽にもう入れなくなるということでしょうか、それとも、そのまま入れるのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（今関澄男君） 手塚課長、お願いします。

○産業振興課長（手塚和夫君） ただいまのご質問ですが、まず説明につきましては、上之郷区のほうで、それこそ区長さんが区民への説明をしていただけるということをお願いをいたしました。

また、気軽に入れなくなるのかという点でございますが、基本的に夜間は閉鎖をするというふうに伺っております。というのは、キャンプ場のサイトご利用のお客様の結構、盗難と

か、そういったものもあるということの中から、基本的には管理人を置いて夜間、夜7時と伺っていますけれども、以降はゲートを閉めて入れないようにしたいと。

ただ、脇から人の出入りが出来るということですので、車をそこから先には入れられないというようなイメージかなと、そのように聞いております。

以上でございます。

○議長（今関澄男君） 田邊議員。

○8番（田邊明佳君） この議案自体は、睦沢町農村広場設置等管理に関する条例を廃止するという条例ですけれども、実質的にはキャンプ場にしてみてもいいかどうかというようなことも含まれているということでしょうか。

○議長（今関澄男君） 町長。

○町長（市原 武君） 農村公園を廃止することによって、次の利用形態を一緒に含めて、ご協議願いたいというふうに思っております。

先程の提案理由の中にもあったように、この土地については大半が上之郷の共有地でございますけれども、従来からここを農村公園というような形で使っておりましたので、これ、最終的に残ったのはここだけだったんですね、農村公園。ということで、条例自体を廃止して、次の利用状況に持っていきたいということでございます。

以上です。

○議長（今関澄男君） 他に質疑ありますか。

9番、田中議員。

○9番（田中憲一君） この10年間、ちょっと1号と2号が若干内容がリンクしていますので、併せて質疑となるわけですがけれども、ここのトイレの光熱費、また、公園を管理するに当たって、年間どの位の費用がかかっていたのか。また、その費用の大まかな内訳がわかったら教えていただきたいと思います。

○議長（今関澄男君） 手塚産業振興課長。

○産業振興課長（手塚和夫君） 命によりお答えいたします。

まず、費用でございますが、主に内容としては電気代、あとは水道代、あとは修繕料、それとトイレの点検を年1回行っております。その点検の費用です。あとは、土地の賃借料ということで、おおむね合計しますと、これは流動的な部分もありますけれども、大体年間60万円ほどかかっております。

1番大きいものはやっぱり土地の賃借料が25万5,000円ほど、あとは電気料が17万円ほど、

水道に関してはほとんど、あれは循環型のトイレなものですから、基本的には1,000円程度しかかかりません。そのほか、メンテナンス料金として6万円、修繕料がこれは年度によって違いますが、おおむね10万円位と。それを積み上げますと大体60万円位でございます。

○議長（今関澄男君） 9番、田中議員。

○9番（田中憲一君） そうすると、条例の件なので、ちょっと建物の部分に関しては次の部分になってしまうのかなと思いますが、60万円年間かかったものがゼロになると、プラスアルファ、人が出入りすることが多くなれば、町周辺の収益につながるという考え方を持っているということによろしいでしょうか。

○議長（今関澄男君） 町長。

○町長（市原 武君） 議員おっしゃるとおりで、若干町の土地もありますので、町の規定に従って、逆に地代がプラスして、年間4万円位ですけれども、町のほうにこの60万円の支出がなくなって、収入が年間4万円ほどですが入って来るという見込みであります。

○議長（今関澄男君） 他に質疑ありませんか。

〔「これは2号も一緒にするのか」の声あり〕

○議長（今関澄男君） 次、2号をやります。

それでは、質疑ないようでございます。

次に、議案第2号 財産の無償貸付について、質疑のある方はどうぞ。

11番中村議員。

○11番（中村 勇君） 無償貸し付けについては何ら問題はございません。異議はないんですが、これは無償貸し付けした後、修理代とか、さっきも出ましたが、色々発生して来ると思うんですよ。あるいは破損とかね。そういったところについては、いかが考えているか。

○議長（今関澄男君） 町長。

○町長（市原 武君） 有償で貸し付けしますと、議員おっしゃられるようなことが発生しますので、無償で貸し付けることによって、これの修理代とか、そういうものは一切借り受ける側に負担をしていただきたいということで、町の負担がないようにさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（今関澄男君） 他に質疑のある方は。

（「なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、採決に入ることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今関澄男君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

最初に、議案第1号 睦沢町農村広場等設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(今関澄男君) 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 財産の無償貸付については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(今関澄男君) 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(今関澄男君) 追加日程第32、議案第3号 令和元年度睦沢町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(今関澄男君) ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 議案第3号 令和元年度睦沢町一般会計補正予算(第8号)の提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、6,593万7,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ37億9,184万3,000円としました。

歳出の主な内容についてご説明いたします。

5款1項農業費は、令和元年度台風15号、19号及び10月25日発生の大雨により被災したハウス等の農業用施設に係る修繕または再建について、国及び県による支援が決定いたしまし

たので、令和元年度分補助金の計上をいたしました。睦沢町の被害といたしましては約40戸、件数にしますと100件を超えるものとなっており、本町においても非常に大きな被害をもたらしました。

8款1項消防費は、行政報告でも申し上げましたが、大規模自然災害に備え、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を講ずるための、国土強靱化地域合同計画策定に係る経費を計上いたしました。また、関係町村で協議の結果、本町が執行業務を行うこととなったことから、関係町村の負担金を財源とし実施いたします。なお、業務期間を本年度執行、次年度策定とするため、本年度予算については令和2年度に明許繰越をするものです。

9款2項小学校費は、睦沢小学校にて漏水の疑いがあり調査したところ、校舎から体育館へ続く通路下に埋設されている消火設備の配管からの漏水と、給食室の水栓の経年劣化による漏水が確認されたため、修繕費を計上いたしました。また、体育館ステージに設置されている脇幕が経年劣化により大きく切れてしまい、3月には卒業式を控えていることから、購入費を計上いたしました。

歳入につきましては、県支出金は強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業の特定財源とし、諸収入は国土強靱化地域合同計画策定に係る関係町村の負担金を計上いたしました。一般財源は普通地方交付税を充当いたしました。

以上、一般会計補正予算の提案理由説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。ございませんか。

中村議員。

○11番（中村 勇君） ちょっとお聞きしたいんですけれども、この強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業、いわゆるここに書いてありますけれども、被災農業者支援型と書いてありますが、この具体的な内容はどんな内容なんのでしょうか。教えてもらえますか。

○議長（今関澄男君） 手塚産業振興課長。

○産業振興課長（手塚和夫君） 命によりお答えいたします。

まず、先程町長の提案理由でもございましたように、今回三つの災害で被災をされたものに対するものでございます。主なものとしては、やはり1番多いのはハウスの関係が1番多いです。その他には畜舎、また、農業用の倉庫と申しますかそういったもの、そういったい

わゆる設備、施設に対してのものでございます。

一応、補助の率といたしましては国が3割、県が4割、町が2割、そうしますと9割になります。残りの1割分が、それぞれ被災をされた経営体の負担ということでございます。ざっくりでございますが、内容としてはそういったものでございます。

以上でございます。

○議長（今関澄男君） 中村議員。

○11番（中村 勇君） わかりました。

ちょっと聞くところによりますと、この支援を受けると後々共済保険とか何かに入らなくちゃいけないというような話を聞きましたけれども、それは事実なんですか。

○議長（今関澄男君） 手塚課長。

○産業振興課長（手塚和夫君） 議員おっしゃるように、今回この支援を受けるに当たっては、そこが既に参加の方はいいんですが、共済の保険の未加入の方に関しては、この支援を受けるためにはそこに加入をしてくださいというルールになっております。

今回、先程町長の提案理由の中でありましたように、40軒ほど被災されているんですが、実際のところこの支援を受けるのは30軒ほどでございます。その差というのは、やはり支援をもらうための金額と、今度、共済のほうの掛金とのバランスの関係で、支援を使わずに自分でやられた方もいらっしゃるということで、議員おっしゃるように、これはセットでついて来る内容となっております。

以上でございます。

○議長（今関澄男君） 中村議員。

○11番（中村 勇君） 実は、そういうことがあって私は取りやめたんですけども、そういう行為というのはどうなんですか。やっぱり多かったですか。

○議長（今関澄男君） 手塚課長。

○産業振興課長（手塚和夫君） 当然、支援を最初受けられるものということでご相談に上がった際に、必ず共済の今度は加入が必要になりますよという話をされて、議員おっしゃるようにやめた方、主な原因はやっぱりそこになりますので、ただ、これは町が決めたことではなく国が決めたことなので、ちょっとその辺は町としてはいかんともしがたい部分がございます。

いずれにしても、そういう形で比較的経費がそんなに高額にならなかった方については、どうしても逆に共済の掛金のほうが上がってしまうということもありまして、取りやめ

をされた方がいらっしゃることは事実でございます。

以上でございます。

○議長（今関澄男君） 他にございますか。

田邊議員。

○8番（田邊明佳君） すみません、ちょっと聞き漏らしていたところもあったようなのでお聞きいたしますが、消防費の国土強靱化地域合同計画策定業務委託料って、詳しい内容と、こういったところがこの委託を受けるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（今関澄男君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきたいと思えます。

まず、国土強靱化計画とは何かということなんですけれども、今までの防災に関しては防災計画というのがあったと思えます。そこ何が違うのかということからお話しさせていただきたいと思えますけれども、今までの地域防災計画、これは災害が起きたときの対応方法、それらをまとめたものなんですけれども、この国土強靱化というのは、大規模自然災害などに備えるための事前防災・減災、そして迅速な復興・復旧に資する施策を、まちづくり政策とか、産業政策も含めた取り組みとし、計画するものということでございます。

地域防災計画については、基本的に洪水とか地震のリスクを特定して、どのリスクに対応するということを示すものなんですけれども、この強靱化についてはリスクごとの対処方法をまとめるのではなくて、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能や、地域社会を事前に作り上げていこうというようなものでございます。

つまり、あらゆる大規模自然災害などを想定しながら、リスクシナリオ、起きてはならない最悪の事態を明らかにして、最悪な事態に陥らないための事前に取り組むべきことを考えるというアプローチ、要するに、ハードとか、ソフトとか、両方合わせたものになります。

委託がどういうところになるのかということでもいいんですかね。防災関係を専門としているコンサルタント業者もおりますので、そういうところを入札、あるいはプロポーザル等で決めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（今関澄男君） 田邊議員。

○8番（田邊明佳君） 防災については私もたびたび質問していたところではあるのですが、私がこれまで申し上げていたような最小単位の取り組みであるとか、そういったとこ

ろは反映されるのでしょうか、それとも、町が取り組んでいるよというところがあれば、また教えていただきたいのですが。

○議長（今関澄男君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 最小単位という……。

〔「総務課のほうが詳しいんじゃないでしょうか」の声あり〕

○議長（今関澄男君） 鈴木課長。

○総務課長（鈴木庄一君） それでは、命によりお答えさせていただきます。

議員のほうから、たびたび防災についてご指摘をいただいているところでございます。先程もこの台風15号とかの一連の中で、見直しをまた迫られるという状況は間違いなくあります。

そして今、では、何が出来るかということで、まず住民の防災に対する意識を上げようと、上げていただきたいということで、2月2日に町の防災訓練、今回は地域で自主防災組織を中心になってやっていただくというのが一つと、前回の議会の中でもちょっとお話ししたかもしれませんが、防災基本条例を制定する予定で、まだこれからなので言っているのかちょっとわからないのですが、そういう計画もしております。

そして、また、防災の日を設定して、毎月この日はそういう防災に対しての個人、一人一人が自分の家庭で対応するような、例えば非常食を用意するとか、避難の経路をもう一度確認するとか、そういう日を持っていただいて確認をする、そういうことをしていきたいというふうに思っています。

そして、やはりこの強靱化計画がもっと大きな計画になりますので、そこも含めてこれから町の防災を総合的に見直していくという形になろうかと思えます。とはいえ、余り時間がかけられないというのは、議員おっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○議長（今関澄男君） 町長。

○町長（市原 武君） ちょっと私のほうから補足で、すみません。

実は、この国土強靱化計画は今の政権になってから、前の民主党政権の場合はコンクリートから人へということで、余りこういう公共工事というか、そういうものよりも違う方向にということでございました。

その後、大分日本全国で災害が、大災害がいっぱい発生しております。ということで、従来ですと、例えば災害復旧は原形復旧で、それ以上価値を上げるということは出来なかった

わけですけれども、そういう考え方はやると今後はもう対処が出来ないということで、計画ももっともっと大きく作ってそれに向かってやろうということで、今回の国土強靱化計画、実はこれがないと国交省から、内務省から、50幾つの交付税、あるいは補助事業が、この計画がないと実質、補助金の配分がゼロになる可能性があるということがありまして、これが今年8月というのが、令和3年度の国の補助金の方向が出るのがそこになります。ということで、そこまでに計画を作れということで、千葉県は非常に遅れていたんですが、そういうことが出ております。

そういったことで、直接すぐ我が町が関係するのは、例えば地籍調査とか、道路の整備だとか、そういう国庫補助事業が全て関係しますので、これについて郡内で色々協議したんですが、一宮川水系というようなことで、たまたま茂原市はもう独自で新年度予算で自分のところで作るという計画をしてございましたので、それ以外の一宮川水系ということで、また、当然専門家が入らないと、県から1000年に一度の降水がこの位になるということで、かなり睦沢町、真っ赤になった地図が示されたわけございまして、そういうものにどうやって対処しながら人命を救う方向をするのかということで、川から、道路から、いろんな形でその計画を見直して行って、この計画をもとに国、県に要望活動するというような大きい計画になるんだろうということを想定しております。

以上でございます。

○議長（今関澄男君） 他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、採決に入ることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 令和元年度睦沢町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、採決

○議長（今関澄男君） 追加日程第33、議案第4号 監査委員の選任について、議題といたします。

自治法第117条の規定により、田中議員さんの退席を求めます。

（田中憲一議員 退席）

○議長（今関澄男君） 職員に議案を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（今関澄男君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長、お願いします。

○町長（市原 武君） 議案第4号 監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

町議会議員の任期満了による改選が行われたことに伴い、地方自治法第196条第1項の規定により、議会議員のうちから監査委員を選出する必要があります。その議会議員のうちから選出する監査委員として田中憲一氏を選出いたしたく、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今関澄男君） これより採決を行います。

議案第4号 監査委員の選任については、原案のとおり選任することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

田中憲一議員の着席を求めます。

（田中憲一議員 着席）

○議長（今関澄男君） 田中憲一議員に申し上げます。

ただいま監査委員の選任につきましては、全員の同意がありましたので、お伝えいたします。

それでは、田中議員、ご挨拶をお願い申し上げます。

○9番（田中憲一君） ただいま監査委員ということで、皆様のご承認をいただきました。町が予算を立て、その予算に伴う執行をしているか、しっかり監査をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

◎閉会中の継続審査について

○議長（今関澄男君） 追加日程第34、委員会の閉会中の継続審査の申し出を議題といたしますが、今より議案を配付いたします。

（議案書配付）

○議長（今関澄男君） 議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

この取り扱いについてでございますが、平成8年第1回定例会において、改選後最初の定例会で決定し、任期中の4年間適用する旨の決定がされております。

お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のあった閉会中の継続審査については、これを了承し、以後任期中に適用することとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のあった閉会中の継続審査の件は、これを了承し、任期中の4年間適用することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査について

○議長（今関澄男君） 追加日程第35、委員会の閉会中の継続審査の申し出の件を議題といたします。

議会だより編集特別委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

この取り扱いについてであります。先程の議会運営委員会の閉会中の継続審査と同様の扱いにしたいと思っております。

お諮りいたします。議会だより編集特別委員長から申し出のあった閉会中の継続審査については、これを了承し、以後任期中に適用することとしたいと思っております。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

したがって、議会だより編集特別委員長から申し出のあった閉会中の継続審査の件は、こ

れを了承し、任期中の4年間適用することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（今関澄男君）　これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第1回睦沢町議会臨時会を閉会いたします。

皆さん、長時間にわたり、どうもご苦労さまでした。

（午後　4時15分）